

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：兵庫県

農業委員会名：西宮市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	1、西宮市ホームページにおいて公開 2、事務所において総会5日前より公示
改善措置	引き続き適正に実施していく。
周知していない場合、 その理由	

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した 期間	総会終了後、10日程度
改善措置	引き続き適正に実施していく。

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	引き続き適正に実施していく。
------	----------------

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	1、西宮市ホームページにおいて公開 2、事務所において縦覧可能としている。
改善措置	引き続き適正に実施していく。

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 2 件、うち許可 2 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、担当農業委員及び事務局職員で現地調査を実施している。			
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			
総会等での審議	実施状況	農地法第3条の許可基準に照らして審議している。			
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記録し、西宮市ホームページ等で公開している。			
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から25日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 2 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、担当農業委員及び事務局職員で現地調査を実施している。また兵庫県担当者に事前にアドバイスをすることで、申請から許可までの期間が延びることのないよう配慮している。			
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			
総会等での審議	実施状況	農地法に基づく、立地基準と一般基準を満たしているかどうかの確認を行っている。			
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記録し、西宮市ホームページ等で公開している。			
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25 日	処理期間(平均)	25日
	是正措置	引き続き適正に実施していく。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		0 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		0 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況		

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借件数	0 件	公表時期 平成27年11月
		情報の提供方法:本年度は提供できる情報が無いが、全国の農地賃借料情報を掲載している農地情報システムを、西宮市ホームページから閲覧できるようにしている。		
	是正措置	引き続き適正に実施していく。		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	53 件	取りまとめ時期 平成28年11月
		情報の提供方法:市が発行する冊子「西宮の農業」に掲載し、事務所及び市情報公開課で閲覧可能にしている。また、市実施の事務事業評価においても処理件数は公表しており、西宮市ホームページより閲覧できる。		
	是正措置	引き続き適正に実施していく。		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	172.1ha	整備方法 紙台帳を活用
		データ更新:随時		
	是正措置	引き続き適正に実施していく。		

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見無し
農地転用に関する事務	意見無し
農業生産法人からの報告への対応	意見無し
情報の提供等	意見無し
その他法令事務に関するもの	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成28年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	172.1ha	3.0ha	1.74%
課 題	農地の権利移動設定には、制度の適切な理解と当事者間の信頼醸成がなければ、権利設定に踏み切れないことが多いため、当該制度等の適切な周知等が重要になる。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.5ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		5月～11月	12人	〇月～〇月
	調査方法	委員ごとに担当エリアを決定し調査する。 1、前年調査データ図面を配布。 2、調査終了した図面から随時事務局に提出する。 3、事務局は平成27年調査の結果をとりまとめ指導に移行させる。		
遊休農地への指導	実施時期: 図面提出あり次第随時準備を開始し、平成28年3月末までに完了させる。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月～12月	12人	平成29年2月
	調査方法	委員ごとに担当エリアを決定し調査する。 1、前年調査データ図面を配布。 2、調査終了した図面から随時事務局に提出する。 3、事務局は平成27年調査の結果をとりまとめ指導に移行させる。		
	遊休農地への指導	実施時期: 平成29年3月まで		
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 40件	指導面積: 6.2ha	指導対象者: 57人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 57件	面積: 0ha	対象者: 57人
その他の取組状況	農業委員や事務局職員による遊休農地の判断基準の目合わせ			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	引き続き地元の理解を得ながら、当事者合意のもと息の長い支援が必要となる。
活動に対する評価の案	農業委員2～3名からなる農地パトロール班の編制を行い、利用状況調査の精度を高められるよう努めた。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見無し
活動の評価案に対する意見等	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	引き続き地元の理解を得ながら、当事者合意のもと息の長い支援が必要となる。
活動に対する評価	農業委員2～3名からなる農地パトロール班の編制を行い、利用状況調査の精度を高められるよう努めた。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	農家数	359戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	58戸	0経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	0法人			
課 題	認定農業者制度の周知に努めているが、実際の利用に結びつかない。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	0経営	0法人	0団体
実 績 ②	0経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	0%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	当該制度を利用しうる農家の育成発掘が重要となる。	担い手不足の地域の、地権者の合意を得た農業生産法人は管内に無い。	5年以内に農業生産法人となる計画の農業団体は管内にない。
活動実績	西宮市ホームページ等にて制度周知に努めた。		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	西宮市では、今年度制度の利用がなかった。		
活動に対する評価の案	今後も制度周知をすすめていくべきである。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見無し		
活動の評価案に対する意見等	意見無し		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	西宮市では、今年度制度の利用がなかった。		
活動に対する評価	今後も制度周知をすすめていくべきである。		

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	172.1ha	0ha	0%
課 題	農業経営基盤強化促進法に基づく、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想を平成24年9月に策定したところであり、今後のあり方については、市担当課と協議をかさねていきたい。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成28年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.1ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	行化調整区域内の遊休農地所有者に対して当該制度を知らせながら、指導にあたる
活動実績	ホームページ等で当該制度の周知を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	制度の運用が始まったのは平成24年からで制度も十分に周知しておらず、0.1haの集積はまだ困難であったと思われる。
活動に対する評価の案	周知は行ったが、実際の制度の利用にむすびつけることができなかった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見無し
活動の評価案に対する意見等	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	制度の運用が始まったのは平成24年からで制度も十分に周知しておらず、0.1haの集積はまだ困難であったと思われる。
活動に対する評価	周知は行ったが、実際の制度の利用にむすびつけることができなかった。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成28年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	172.1ha	0ha	%
課 題	過去に転用されたもので認知されていないものの把握。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	日頃からの農業委員の見回り活動による未然防止。 地元からの通報等による把握。
活動実績	農業委員による報告はなかった。 地元からの通報等はなかった。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用の未然防止という観点での活動は機能した。
活動に対する評価の案	未然防止の観点から、今後も引き続き実施していく。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見無し
活動の評価案に対する意見等	意見無し

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用の未然防止という観点での活動は機能した。
活動に対する評価結果	未然防止の観点から、今後も引き続き実施していく。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。